

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース QST版

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## 第110回 高崎支部大会の報告

9月10日(水)に原研労組の第110回 高崎支部大会をQST 高崎研にて開催いたしました。那珂研より中央執行委員1名が参加し、第70期中執及び最近の活動報告を行い、職場の現状や今後の活動方針等について議論を行いました。皆様に大会の議事等をご報告いたします。

\*\*\*\*\*

### 中央執行委員の挨拶

- ・ 現在、まだ定期中央大会を開催できる状況にない。開催できるように取り組んでいる。
- ・ 中執では原研労組の事務所の引っ越し作業を進めている。事務所の移転先は隣の旧互助会建屋である。移転理由は建家の耐震基準を満たさないためである。
- ・ 中執の待遇改善のため、行動費の見直しを検討している。行動費の増額ではなく、組合費を免除する方向で検討してはどうかと考えている。
- ・ 業務引き継ぎのために特別中執に2人就任してもらっているが、任期が9月末で終了する予定である。今後、どのようにするか検討中である。
- ・ QSTの事務折衝が明日9/11(木)に開催され、最低賃金が上がったことへの対応で、任期制業務補助員の時給改定の説明がある。今回は初の試みで那珂、千葉、東京をテレビ会議システムでつないで行う予定である。放医研労組と共同開催する。
- ・ 第70期では組合加入がJAEA:2名、QST:実質1名であった。高崎でも頑張っって声をかけて欲しい。
- ・ 若い人の組合費を軽減し、加入促進につなげられないか検討している。現在の組合費は本給×1.2%+500円であるが、この500円を減らす・無くすなどの軽減策を検討している。

### 参加者・中執の質疑応答

- ・ 技術員手当の削減について  
我々が求めて行くところは7級まで継続支給だが、それが叶うまで月の手取りが減額にならないような経過処置をして欲しいと訴えているところである。

- 定年制職員のリターン雇用制度について  
親の介護や子育てなど条件付きで退職した人が QST に戻れる制度である。登録が必要で空きがなければ戻れない。
- 臨時用員の処遇について  
業務補助員は最低賃金が上がると改定されるが、臨時用員は改定されない。臨時用員は JAERI 時代からいる人もおり機構への貢献度は大きいのに、処遇がまったく改善されていない。一時金が支給されるので、時給換算すると業務補助員よりは良くなるが、最低賃金に縛られない改定が必要だ。  
臨時用員も労組に入ってもらえるよう声を掛けてみてはいかがか？本人達から賃上げを訴えた方が経営陣に響くのでは？
- 労金の出資配当金について  
出資を増やせば配当金が増えるのか？労組の財政が厳しいので、配当が増えるなら出資額を増やすのもありだと思う。
- 福島特会の終了について  
再来年度から福島特会分の予算がごそっと削られる。施設の廃止など行われるようだ。雇用の確保を訴えていく必要がある。

以上

\*\*\*\*\*

## QST 事務折衝 9/11 (木) 最低賃金改定

9月11日(木)に那珂研において、労組とQSTとの事務折衝を開催し、「最低賃金改定に伴う関連規定の改正」について内容の説明を受け、議論を行いました。

なお、本事務折衝は「原研労組」と「放医研労組」との共同で開催し、那珂・千葉・東京の3拠点でのテレビ会議で行いました。以下にその議事内容をご報告いたします。

以下、原研労組：[原研労]、放医研労組：[放医労]、量研機構：[QST]で表します。

\*\*\*\*\*

### ◎ 任期制業務補助員の賃金改定について

[QST]： 最低賃金法に基づく賃金改定が実施されることに伴い、関連規定を改正する。(以降、資料1から6、参考資料について説明)

#### 配布資料

- (参考資料) R1 年度 非常勤職員の賃金改定状況
- (資料 1、2) 任期制業務補助員給与規程、新旧対照表

- ・（資料 3、4）QST リサーチアシスタント細則、新旧対照表
- ・（資料 5、6）任期制非常勤職員給与規程、新旧対照表

**[放医労]：** 参考資料で、各地区の調査機関の時給単価を調査・比較しているが、意味があるのか。

**[QST]：** 各機関の時給単価を参考に決定している。表を見てわかるとおり、QSTとしては他の機関と比べて劣っているということはない。

**[放医労]：** 去年の事務折衝でも申したことだが、東京地区より 100 円以上も低いのは残念である。海洋研究開発機構は最低賃金を下回っているが上げていないのか。

**[QST]：** 夏頃の調査結果であり、10月1日付けで上げる可能性はある。

**[原研労]：** 臨時用員は今年も据え置かれているようである。この方々は長年働いているが、賃金が全く上がらないのではモチベーションも上がらないのではないか。

**[QST]：** 毎年同じ回答となってしまうが、臨時用員の 18 名については一時金を含めて時給を換算すると 1,130 円となり、十分な対価を支払っていると考えます。

**[原研労]：** 臨時用員は JAERI 時代から機構を支えてきた人材で、知識も十分にある。毎年、据え置きではなく、若干でも賃金を上げて、それに報いるよう検討していただきたい。

**[QST]：** 理解している。限られた予算の中で厳しい状況である。関係規程改訂に伴う適用者の人数は以下のとおりである。

◎8月1日時点の任期制非常勤職員の時間給適用者数

900 円→ 930 円：	97 名
1,000 円→1,030 円：	22 名
1,100 円→1,130 円：	23 名
1,450 円→1,480 円：	6 名

◎QST リサーチアシスタント

6,800 円→7,000 円：	28 名
------------------	------

**[原研労]：** 毎年、最低賃金の底の方に追随して上げるよりも、来年も改正を見込んで、例えば 930 円ではなく 950 円とキリの良い金額に出来ないのか？

**[QST]：** そういうことも考えたが、予算の関係上出来なかった。現在、同一労働・同一賃金ということで手当等の検討を行っているところである。話がまとまれば労組にお知らせする。

以上